（使用前確認を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［略］

六　発電用原子炉施設の設置又は変更の工事であって、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じてそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げるものに該当しないものの場合

第十八条から**第二十条**まで　削除

（使用前確認証）

第二十一条　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第十五条の規定による申請に係る発電用原子炉施設が法第四十三条の三の十一第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の発電用原子炉施設の維持）

第二十二条　法第四十三条の三の十四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第百十五条の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第四十三条の三の十四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

第二十三条から**第五十四条**まで　削除

（使用前検査を要しない場合）

第十七条　法第四十三条の三の十一第一項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

［一～三　同上］

四　発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて検査を受けないで使用することができる旨を指示した場合

五　［同上］

［号を加える。］

第十八条　削除

（使用前検査実施要領書）

第十九条　原子力規制委員会は、第十五条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十六条の表の下欄に掲げる検査事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二十条　削除

（使用前検査合格証）

第二十一条　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（試験使用の承認等の申請）

第二十二条　第十七条第一号又は第三号の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　申請に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三　申請に係る発電用原子炉施設の概要

四　法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可年月日及び認可番号又は法第四十三条の三の十第一項の規定による届出をした年月日

五　申請に係る発電用原子炉施設の使用開始の予定年月日及び使用期間

六　使用の方法

2　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、当該申請が試験のための使用以外の使用に係る場合には、第二号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一　使用又は試験使用を必要とする理由を記載した書類

二　試験項目及び試験工程表

（燃料体検査の申請）

第二十三条　法第四十三条の三の十二第一項の検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を希望する検査開始日の一月前までに原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　燃料体の型式

三　法第四十三条の三の十二第二項の認可年月日及び認可番号